

## 税制調査会（第26回総会）議事録

日 時：令和5年6月16日（金）9時30分

場 所：WEB会議（財務省第3特別会議室を含む）

### ○委員

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第26回の「税制調査会」を開会いたします。

本日の出席者一覧は、お手元にお配りしているとおりでございます。

オンラインで御出席の方につきましても、現在、全員の皆様との接続が確認できております。

オンラインで御出席の方におかれましては、会議の途中でパソコン操作などに支障が生じましたら、あらかじめお伝えしてあります事務局の電話番号に御連絡をいただければと思います。

さて、本日も引き続き、答申取りまとめに向けた起草会合として進めてまいります。したがって、皆様から忌憚のない御意見を伺うため、非公開としております。オンラインでのリアルタイム中継やプレスの方々の傍聴はございません。

会議終了後の記者会見は前回同様、開催することといたしまして、私の方から記者の皆様には議論の概略をお伝えいたします。

また、後日、発言者名を伏せた上で議事録を公表することとしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事を進めたいと思います。

初めに、本日の会議の流れを申し上げます。

本日も、お手元に答申の文案を御用意いたしました。

前回の会合において皆様から頂戴した御意見や御指摘、また、前回会合以降の修文検討の途中で事務局を通じて多くの先生方からいただいた御意見やアドバイスを踏まえ、今日の文案提示に至っております。

御覧いただければと思いますが、前回会合でお示しした文案からの見え消し版で御用意しております。

つきましては、初めに事務局から修文を施した点などを説明いただき、その後、意見交換に移りたいと考えております。

なお、本日に关しましても、お手元に配付させていただいた文案に関しては、情報管理の観点から、会議終了後回収とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

それでは早速ですが、事務局から修正点などに関する説明を総論から各論にかけて順次続けてお願いできればと思います。

順にお願いいたします。

## ○事務局

ありがとうございます。

では私より、前回、先生の皆様からいただいたコメントを踏まえまして、会長と御相談の上、修正された部分について簡単に御説明させていただきます。

まず本体2ページでございます。

全体のボリュームを考えたら、最初からこう読むのではなくて部分部分でつまみ食いの的に読むというニーズもあるはずだというコメントをいただきましたので、この部分に全体の構成と読み方といいますか、例えば経済社会の構造変化から読むですとか、特定の税目だけ読むといった形でそれぞれのニーズに応じてお読みいただければという趣旨のことを書いてございます。

次に、4ページ目でございますけれども、公共財の説明の部分でございます。この部分で、これはもともと公共財、最初に書いてあったのを、純粹公共財を意識してこちらに移したものでございますが、いわゆる公的サービスという枠内で我々が書いていた教育や福祉というものがそぐわないのではないかというようなコメントをいただきましたので削除しております。

次に、13ページでございますけれども、ここは「制度の簡索性」の部分でございますが、この脚注のところに御指摘いただきまして、「税制の正しい理解は、税制に関する詐欺的な行為、還付金詐欺等々の詐欺的な行為の被害に遭うことを未然に防止することへの一助になると考えられます」という一文を加えております。

続きまして、38ページでございます。

このパートは「経済社会の構造変化」をイントロ的にそれぞれ紹介している部分でございますけれども、「円滑な労働移動の促進も念頭に」とありましたが、より中立的な記載をとという御意見をいただきましたので、「成長分野への円滑な労働移動も念頭に、それらに対して中立的な制度の構築」というようにいたしております。

それから、次の39ページでございますが、この部分、これは後ろの86ページにも同様の記述があって同様に修正しておりますが、この答申をつくるに当たりまして、改めて総理からの諮問との関係、骨太の方針等々の議論を踏まえて、ここに持続的な経済成長を実現しつつ、租税に求められる機能を回復することが重要と、財源調達機能を十分果たしていく必要がありますというような記述にしております。

次に、71ページでございますけれども、「社会保障制度の持続可能性」の部分でございますが、健康寿命の延びを踏まえた高齢者の社会参画という話を入れるべきという御意見をいただきまして、「多様な社会参画の場と機会の創出」という文言を追加しております。

続きまして、77ページでございます。

「地方活性化の取組み」に関する記述でございますが、観光やインバウンドの増加に関する記述を加えるべきといった御意見をいただきまして、観光・農業などの地方

の魅力高める地域資産について新たに記載されております。

次の78ページでございますが、「地域脱炭素の推進」に関する記述でございますけれども、「森林整備等の促進にとどまらず、地域全体について記載すべき」という御指摘をいただきました。それを踏まえまして、「脱炭素の要素も加えて地域の未来像を描き、地域の多様な主体が協力して行動することで、強靱な活力ある地域社会への移行が期待される」旨を新たに記載されております。

最後に86ページでございますけれども、これも先ほどと同様に「持続的な経済成長を実現しつつ」という記載を追加しております。

総論の部分は以上でございます。

## ○事務局

続きまして、私の方から、各論1つ目、90ページからの「個人所得課税」パートにつきまして、前回御審議いただいた答申案からの修正が4か所ございますけれども、御説明させていただきます。

まず96ページでございます。

「退職所得」の関係で、「労働市場をめぐる課題の観点からの言及も必要」という御指摘をいただきましたので、「支給形態や労働市場における様々な動向に応じて」と「労働市場」という言葉を追加させていただいております。

続きまして、108ページでございます。

「配偶者控除・配偶者特別控除」につきましては、「家族形態の選択に中立的な税制あるいは女性の就労に中立的な税制といった観点からもう少し書き加えるべきではないか」という御指摘もいただきましたので、「今後とも、家族や働き方等を巡る様々な議論を踏まえ、公平・中立な税制を構築する観点から」という文言を追加させていただきます。

それから、119ページでございます。

所得控除のあり方の検討につきまして、「これまで税制調査会でもゼロ税率を含めた税額控除の議論があったけれども、その点を記載すべきではないか」といった御指摘、あるいは「平成27年の論点整理で提示した三つの選択肢の特徴についての解説を追加して、所得控除と税額控除の差異について国民の理解を深めることが重要ではないか」、こういった御指摘をいただきましたので、前回、前の方の105ページで記載していた平成27年の論点整理に関する記述をこちらのページに移動して、その上で参考という形で所得控除と税額控除の特徴を整理して記述した上で、諸外国において採用されているゼロ税率を含む課税方式の具体例についての記述を追記しております。

最後に120ページでございます。

こちらの方は、もともと「記入済申告書」という表現が使われていた部分がございます。こちらについては後ほど納税環境整備パートで御説明申し上げます。その修正と平仄を取った修正を施してございます。

「個人所得課税」については以上でございます。

## ○事務局

「資産課税等」でございます。

まず122ページでございます。

「タックス・ミックスを考えたときに、フローだけではなくストックに課税していくという視点も重要である」という御指摘をいただきました。こちら、「納税者の勤労意欲等に直接的な影響を及ぼさないという性質もあるということで、フローだけでなくストックにも着目してバランスの取れた税負担の在り方を考えていくことが重要」という形で追記しております。

それから、128ページでございます。

相続時精算課税については、今まで参考で書いていたのですが、「本文の方でしっかり書き込むべきではないか」という御指摘をいただきました。こちら、「具体的には」という形で17行目以降、相続時精算課税制度の仕組みを書いております。

それから、129ページでございます。

「財産の評価」でございますけれども、「様々な考え方など、もう少し丁寧に書くべきではないか」という御指摘をいただきましたので、129ページの注で、財産評価基本通達の基本的な考え方を書いております。

それから、130ページの7行目からですが、「金融資産の多くを高齢者が保有しているわけですが、これは高齢化の影響もあるだろう」という御指摘をいただきました。そういったことを追記しております。また、赤字になっていませんけれども、資料2-Ⅱ-4は注を付してありまして、「財産の価額は小規模宅地の特例など、課税価格の計算に当たっての特例適用後の価額」ということを追記しております。

それから、134ページです。

「相続時精算課税、暦年課税の今回の見直しは、複雑な話なので図を入れた方がいいのではないか」という御指摘をいただきました。資料2-Ⅱ-8を追加しております。

以上でございます。

## ○事務局

151ページ以降「消費税」「地方消費税」について御説明します。便宜、私の方から「地方消費税」も含めて御説明させていただきます。

まず「消費税」でございます。

151ページについて、「ガソリン、酒、たばこなどにかかる個別間接税についても消費税がかかっていることを記載すべき」との御指摘をいただきましたので、脚注の91にその旨を追記するとともに、諸外国の付加価値税においても共通したルールである旨を記載しております。

次に、161ページでございますが、「デジタルインボイスの動きについても記載す

べし」という御指摘がございました。「諸外国の付加価値税では電子化等の動きもあり、そうした動きにも触れるべき」といった御指摘もいただいております。そこで、デジタルインボイスの普及・定着に向けた取組が進められているということ、また、脚注の109でございませけれども、国際的な標準仕様にに基づき、昨年、日本でもデジタルインボイスの標準仕様が策定・公表された旨を記載しております。

それから、167ページでございます。

「消費税について、今後どのように考えていくかということも記載すべき」という御指摘をいただいております。ここの部分、元の文章を修正させていただきまして、「更なる増加が見込まれる社会保障給付を安定的に支えるという点からも、消費税が果たす役割は今後とも重要です」という独立した一文の形で記載をさせていただいております。

168ページ、「消費税が設備投資に中立的である旨も明記すべし」という御指摘をいただきましたので、その旨を記載しております。

それから、「地方消費税」でございませが、171ページです。

「社会保障と地方消費税の関係の記載を充実すべき」という趣旨の御指摘をいただいておりますので、地方消費税が重要な役割を担っているという文の中に、「従前の持続可能な地方税財政基盤の確立」に加えて、「地方における社会保障の安定財源の確保」という要素も追記しております。

私からは以上でございませ。

## ○事務局

180ページからの「自動車・エネルギー関係諸税」についてです。よろしくお願ひします。

まず185ページ、お願ひします。

先日、二つの御意見、「自動車関係諸税やエネルギー関係諸税は環境関連税制として整理できるのではないか」、また、「諸外国で炭素税が導入されていることを明記すべきではないか」との御指摘をいただきました。それに対して、注の124を追加させていただくとともに、ページの真ん中の辺りですけれども、「諸外国における炭素税導入」の旨を明記させていただきました。

次に、186ページのコラムをお願ひします。

ここの部分につきましては、「炭素国境調整措置については、その制度の概要のみならず、経済的な効果を加筆すべき」等の御指摘をいただきましたので、必要な追記を行うとともに、注の127を追加しております。

以上でございませ。

## ○事務局

よろしくお願ひいたします。

法人課税について御説明いたします。

まず194ページでございますが、これまでの法人税改革についての記載の中で、「これまでの取組については税率の引下げと課税ベースの拡大による広く薄い課税を志向した取組と租特によって特定分野への投資を呼び込む取組があるのではないか」という御指摘をいただきました。

194ページ、24行目から緑の部分、これはもともと少し後ろにあった記述を前に持ってきてまして、税率引下げと、課税ベースの拡大を一体的に記載するようにいたしました。

その上で195ページ、4行目からでございますが、「こうした一連の改革は、総じて見れば、税率の引下げや課税ベースの拡大によって広く薄い課税を志向したものと言える」というような評価を記載し、その後に租特による取組を記載しております。

続きまして、196ページでございますけれども、21行目に賃金水準の推移の記載がございますが、これの注として132番としまして、本年の春闘についての状況を記載してございます。

それから、201ページでございますが、「これからの答申に当たってはディープテックなどの研究開発型のスタートアップへの投資が重要ではないか」ということで、ディープテックを特出しさせていただいております。

202ページでございます。

DA0について正式名称と注135番を追記しております。

18行目から「成長と分配の好循環」でございますが、「企業の設備投資とか人への投資を通じて生産性を高めていくことが必要ではないか」というようなプロセスをしっかりと書く必要があるのではないか」ということで記述を追記してございます。

その上で、25・26行目に、「こうした生産性の向上を通じて税収基盤の強化にもつながる」というような記載をさせていただいております。

203ページでございます。

27行目以降でございますが、国際的な法人税率の引下げの傾向につきまして、直近の例としてフランスの状況を記載してございます。

204ページでございます。

ここにつきましては、「法人税率の引上げを行う国も見られる」というような記載をしておりましたが、「同時に税額控除などもある、投資減税などそういった取組も行っているのではないか」というような御指摘もございましたので、3行目のところで「新たな政策の財源として法人税率の引上げを行う国も見られます」とした上で、注の136・137で、アメリカですとかイギリスにおける政策のパッケージについて記述をいたしております。

それから、26行目でございますけれども、「政策税制については、必要性や有効性があることが認められるものに限定する」というもともとの記述でございましたが、「明確にこうしたものが認められるもの」というような記載とすべき」という御意見が

ございましたので追記してございます。

205ページでございます。

この記載につきましては、後ろにあった記載を前段の方に移して文章を整理しております。

206ページでございますけれども、「マルチステークホルダーへの分配について、その趣旨は従業員、取引先に対してのみそういった分配を行うということではなくて、株主にとどまらずという趣旨である」という御意見をいただきましたので、その点を明記してございます。

207ページ「中小法人税制」につきまして、「もう少し詳細に中小企業の成長のプロセスを記載すべき」という御指摘がございましたので、16行目のところで、「中小企業が設備投資等を通じて経営基盤を強化、生産性を向上させることで賃上げへとつなげていき、地域経済の担い手として一層の役割を果たしていく」というような記載としてございます。

私からは以上でございます。

#### ○事務局

私の方から、215ページ以降の「国際課税」のパートについて、これまで先生方からいただいたコメントなどを踏まえて修正した部分を簡単に御説明いたします。

まず230ページの下脚注について御質問いただいております。こちらでは企業による納税情報の開示についてヨーロッパの例などを引いて記載しております。こちらについて、近年、企業の社会的責任等の観点から、税に関する情報開示を促す動きがある一方で、CbCR、国別報告書は個別企業にとって公表により競争上の影響を与える情報も含まれ得るということ踏まえつつ、今後は国際的な議論の動向や国内企業の取組状況を注視していく必要があるというように考えておりますので、そういった趣旨について脚注に加筆をさせていただきました。

続きまして、237ページの「『第1の柱』の考え方」の部分について、先日、先生から、「第1の柱」については、超過利潤課税の考え方もあるのではないかという御指摘をいただきましたので、こちらの点について御趣旨を踏まえまして、237ページの29行目のところの「第1の柱」の議論の中ではというところで、「市場国に配分する利益について、通常の販売活動等から得られる利益を超えた超過利益に着目するという考え方もあった」ということを新たに加筆させていただきました。

修正点は以上でございます。

#### ○事務局

私の方から、245ページ以降の納税環境整備のパートの修正箇所につきまして御説明をさせていただきます。

まず冒頭、245ページ、納税環境整備の全体像を概観する部分につきまして、「大きな役割を果たしている源泉徴収について詳述している所得税のパートを脚注で参照

すべき」と御指摘をいただきましたので、脚注146を設けることとさせていただきます。

次、同じく245ページですが、「犯則調査手続に関わる脚注に147の引っ張る箇所を質問検査権のところから罰則からの脚注にするべきではないか」という御指摘をいただきましたので、そのように配置換えをさせていただきました。

また、同様に245ページ、脚注148ですが、徴収手続制度に係る記載でございますけれども、「ほとんどの納税者は自発的納付をしていただいている」と御指摘をいただきまして、2行目「自発的納付」という表現に修正いたしました。

次、247ページになります。

24行目以降のparaで租税債権の特殊性について記載させていただいておりますが、その表現について、「消費者契約上の債権の場合でも情報の非対称性がある場合は存在している」という御指摘をいただきました。これを踏まえまして、24行目において、租税債権との比較対象を一般に想起しやすい「通常の契約上の金銭債権の多く」というように修正をさせていただきました。

次、248ページの13行目から19行目につきまして、「将来的には利便性向上と公平性の確保は必ずしも二項対立にならないと考えられ、その考え方はOECDの税務長官会議の2020年Tax Administration3.0において示されている」という旨の御指摘をいただきましたので、脚注151を追加いたしまして、その考え方について追記させていただきました。

次、253ページの21行目のparaになりますけれども、申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みの名称につきまして、前回の案文には23行目、「記入済申告書」という名称を使っておりましたが、「申告納税制度の趣旨に抵触するような誤解を招くおそれがあるのではないか」という懸念をいただきました。このため、脚注153として、この6月に閣議決定されたデジタル重点計画に盛り込まれている当該取組方針を記載させていただいた上で、本文から「記入済申告書」という表現を削除しております。

また、先ほどの所得税の部分を含め、以降、該当する部分につきましては当該仕組みについて丁寧な表現を用いさせていただきます。

次、254ページ目になりますけれども、「デジタル弱者の納税者でも税務手続のデジタル化に移行していけるような支援について補足すべき」といった御指摘をいただきました。これを踏まえまして、12行目以降のparaで、デジタル弱者へのサポートの重要性について追記させていただきました。

3ポツ、地方税における納税環境整備のパートにつきましては、総務省から御説明があろうかと思えます。

最後、263ページの中段（3）の部分でございますけれども、「簡便かつ適正に申告等を行うことができる仕組みが構築されれば、行政リソースのゆとりができること

で巧妙な不正等に重点的に対処可能になるといった行間のロジックを記載した方がいい」という御指摘をいただきましたので、御指摘の内容が表現できるよう加筆いたしました。

以上でございます。

#### ○事務局

戻って256ページの脚注でございます。

「地方税務手続のデジタル化に当たって課税自主権の観点も記載してはどうか」との御指摘をいただきましたので、今後の申告・申請のデジタル化に当たって、令和5年10月から、法定外税である宿泊税も対象としていく旨、記載しております。

私からは以上です。

#### ○事務局

最後に、「おわりに」の部分でございます。この部分に関しましては、複数の先生からコメントいただきまして、それらが反映されている部分でございますので、全体を一読させていただきます。

新たな時代の動きに適切に対応した「あるべき税制」の具体化を進めていくためには、私たち一人一人が社会を支える税の在り方について主体的に考え、受益と負担の在り方や将来世代への責任について国民的な議論を深めていくことが重要です。

将来の社会を担う子供たちが早くから税の意義・役割等について考える機会を持てるよう、学校教育をはじめ、家庭や社会教育の場において租税教育をさらに充実させるとともに、若者を含む多様な世代が、税制の在り方について自ら考え議論に参画できるように、政府による積極的な発信も通じて、議論を喚起していくことも必要です。

また、働き方の多様化が進展する中、税と関わる機会が増加することも見据え、分かりやすい税制の構築と正しい理解の促進が不可欠となっております。

今日の税制が明日の社会の基礎となります。

本中期答申が税に対する理解を深めるための取組にも活用され、私たち一人一人が社会の在り方について議論を尽くし、その実現のために必要な税制について考え、その先に、将来に希望が持てるような社会が実現されていくことを期待いたしますとなっております。

私からは以上です。

#### ○委員

ありがとうございました。

それでは、ここからは皆様から御意見、あるいは全体を通じての感想でも結構でございますのでいただければと思います。

御意見のある方は、会場で御出席の方も含め画面上の「挙手ボタン」を押してください。発言順につきましては、私から指名させていただきますので、指名された方は、会場に御出席の方は卓上マイクをオンにいただき、オンラインで御出席の方はミ

ュートボタンを解除していただいて御発言ください。

挙手いただいた順に指名をさせていただきますが、おのおのの委員の出席可能な時間の関係で前後する場合がございますので、その点、あらかじめ御了承ください。

なお、御発言の際には、御意見に関連するページ番号を明示していただければスクリーンにも投影させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、挙手ボタンのプッシュをお願いいたします。

お願いいたします。

## ○委員

前回発言させていただいた消費税の非課税取引の範囲の見直しについて、156ページの脚注において、欧州での検討の追記をいただきました。ありがとうございます。

続いて、207ページ、中小企業についての記述が不十分でないのではないかという指摘をさせていただいたところ、それに完全に対応していただいたことも感謝を申し上げたいと思います。

253ページ、お願いいたします。

今後の課題で、いわゆる「記入済申告書」という表現は避けるべきとの指摘に対して、御配慮いただいたことについて、最大限に感謝を申し上げたいと思います。

最後になりましたけれども、中里政府税調会長の下、すばらしい中期答申が取りまとめられたことに感謝を申し上げます。微力ながら、この取りまとめに携わることができたことを誇りに思う次第でございます。

以上でございます。ありがとうございます。

## ○委員

こちらこそありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

## ○委員

よろしく願いいたします。

もうあまり言うことはたくさんないのですけれども、「おわりに」のところについてです。「おわりに」なのですけれども、いろいろと将来世代とかそういったことは記載いただいたのは結構なのですが、やはり国民の税に対する関わり方は、本当は二つあるのですよね。一つは、納税者としての関わり方。納税者として見ればあまり税金は払いたくないものだ、それは分かります。だけれども、もう一つは有権者としてというか、民主主義国家における主権者としての関わり方があるはず。つまり、目線をもう少し上げて考えてほしいという、何かそういうメッセージがあっていいのかなと思います。

ややもすれば、やはり税は誰も負担したくないわけです。でも、それがなくてももちろん公共サービスは賄えないわけだし、税が十分でなければ財政赤字という形で将来に負担のツケが回るわけなので、目線を上げる。それは単に生活者としてだけではな

く、主権者としての目線の性格を持つということ。そして、目線をもう少し遠くに持つということ。現在、足元の景気だとか足元の生活というだけでなく、将来どうなるのか、この国がどうなるのかという将来志向といたしますか、そういった意味で目線を上げるといようなメッセージが本当はあっていいのかなという気はしました。

あと今さらなのですけども、この「おわりに」の文章がすごくある種、柔らかいのですね。それは私はいいいと思います。ただ、前の各論があまりにも硬いので、恐らくこの「おわりに」は本来一般論の全体の話の総論の「おわりに」でいいのかなと思いました。

取りあえず以上です。

#### ○委員

ありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

#### ○委員

日本の構造課題に向き合うとともに、働くことを軸とする安心社会の実現に向けて、所得再分配機能の強化の観点から、今後に向けて検討を加速、前進すべきと考える点について申し上げたいと思います。

所得の二極化や貧困の固定化に歯止めがかからないことに加え、物価高が続く中で低所得者における生活の疲弊度には拍車がかかっています。また、本年の春季生活闘争では、30年ぶりの高い水準での賃上げが実現しましたが、この効果が社会全体に波及するには時間がかかります。そうした中で、金融所得課税を含めた、いわゆる「一億円の壁」の問題については、令和5年度税制改正による効果をまずは見極めていくとのことですが、低所得者においてはそのような時間的猶予はありません。事後的な効果検証を待たずに所得再分配機能の強化に向けて所得課税の抜本的見直しに向けた議論を進めていくべきだと考えております。

あわせて、効果的・効率的な低所得者への支援策である給付付税額控除についても具体的な仕組みの構築に向けて議論を前進させていくべきと考えています。

以上でございます。

#### ○委員

ありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

#### ○委員

ありがとうございます。

まず中里会長、事務局におかれましては、私どものコメントをよく入れていただき、素晴らしい報告書にしていただき、ありがとうございます。特に私の専門としております分野で申しますと、総論のこれまでの流れの振り返りのところで社会保障と税の一体改革の意義についてしっかりと書き込んでいただいたこと、これは32ページか

ら37ページあたりと思いますけれども、大変ありがたく思っております。

また、それとの関係で、各論部分で女性や高齢者の社会参加と税の整合性について十分に配慮した書きぶりにしていただいたこともありがたいと思います。

それから、一点、総論の82ページ辺りから「一時的なショックに対する財政の対応」というところで復興特別税などにも参考のところで触れながら、その意義をもう一度確認していただいたことは、最近これらの点は忘れられがちなことでもございますので、とてもよかったなというように思っております。ありがとうございました。

#### ○委員

ありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

#### ○委員

大分修正いただきましてとてもよくなったと思うのですが、一点、今日修正された箇所、251ページ辺りからのところですが、254ページの「税務行政におけるデジタル化の推進」で、修正点の一番目、一つとしてこういうことがあったと思うのですが、この12行目、なお、税務手続のデジタル化の推進に当たっては、デジタル化に対応することが困難な納税者のサポートを含む包摂的な税務行政の運営が重要である。

私も多少発言した箇所かと思いますが、誰でも使えるようにデジタル化の環境に対応できるようにしていきますよと非常に重要な表現だと思います。ただ、まだ何か文章が硬いなという感じはして、税務手続のデジタル化に対応することが困難な納税者へのサポートを含む包摂的な、これは私は、デジタル化に対応できない納税者なのかと国民に思わせるような感じもなきにしもあらずかなと。これでもいいと思うのですが、ただ、国民に訴えたとすれば、納税申告のデジタル化の進展に当たっては、全ての国民がそうしたデジタル化の環境に参加できるようなシステムを目指します、そういうぐらいの表現でもいいかなと。

それから、253ページ、これは重要な修正だと思うのですが、この段階で税制調査会の答申で「記入済申告書」というのを書き込むべきではないと私は思っています。そういう意味で、ここの注釈も重要で、これからこの表記については、まさにそうした委員会で詰めていくべきだと思います。そういう点では適切な修正であったなと評価したいと思います。

以上です。

#### ○委員

ありがとうございます。

お願いいたします。

#### ○委員

随分完成度が上がって、いい答申になってきていると思います。細かいことを二点

だけ言わせてください。

一点目は、119ページの27行目でございます。

今回、外国の例が取り上げられていて、この消失控除のところではイギリスが入っていますけれども、これはアメリカを入れるかどうかということをお検討いただければと思います。内国歳入法典の115条(d)(3)という規定です。フェーズアウトというところでは、この消失控除というのは1986年、大昔ですけれども、レーガン大統領の2期目に民主党と共和党の合意ができて、そのときに共和党はフラット28%である。でも、民主党はやはり税制の累進性というのを損なってはいけないから、フェーズアウトによってこれを確保するという形で入れたものでありまして、これは非常に有名なのです。ですから、これを知っているということでアメリカは入れておいた方がいいのではないかなと思います。

それから、もう一つは、247ページの24行目「なお、租税債権の場合には」のパラグラフでございます。前回、いろいろと修正要請が入ったところであります。

その中で、ここでおっしゃっていることは非常によく分かって、私もまさにそのとおりだということに思っております。要するに、申告情報に関してなかなか当局が手に入れることが難しいものがある、そういうものについては納税者の方から提供してもらおう仕組みを担保すべきだと、全くこの論調に賛成でありまして、そこをどうこうと言っているわけではなくて、一点気になる言葉は、248ページの6行目の「租税債権の特殊性」という言葉であります。これは前回、修正要請が入っていたところであります。

一般的な行政法とか租税法の教科書的理解によると、特殊性と言ったときには、これは現在、あまり用いられる言葉ではありませんが、自力執行力を言うときがあります。どういうことかという、一般には租税法上の債権というのは、民事法上の債権の場合は裁判所に訴えて債務名義をもらってきて強制執行に入るという手続なのですが、この租税債権についてはそこを省略することができて、いきなり税務署長が自力執行をすることができる、差押えができるということになっております。これはある種の公法上の権力性なのです。公権力の行使と行政事件訴訟法で言われている行為でありまして、そういうものを指して民事法上の債権債務とは違うのだと、特殊性があるのだというように教えています。どこの大学でもそういうように教えていると思います。

ですから、この「租税債権の特殊性」という言葉の特殊性ということは、そういう形で既に先取りされた意味が法学者の間ではある。だけれども、ここでおっしゃっているように情報の非対称性ということは確かなのですけれども、そういう意味で、この手あかのついた特殊性という言葉でここを使うのがいいかどうか。法学部で普通に勉強している人たちにちょっと誤解を与えるのではないかと気がなりました。前回もそうでしたけれども、ここは言葉を換えてはどうですかというような

ことがあったと思うのですが、また御検討いただければと思います。

以上でございます。

○委員

その場合には、例えば「租税債権の性格」などにしておけばということでしょうか。

○委員

おっしゃるとおりです。前回もちょっと御示唆があったと思いますけれども、そのように思います。

○委員

ありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

○委員

ありがとうございます。

すばらしい答申案をおまとめいただきまして、まずは中里会長と事務局の皆様にご心より御礼を申し上げます。前回、前々回とかなり細かいことを申し上げましたが、多くの意見を反映していただきまして誠にありがとうございました。重ねて御礼申し上げます。

私は今回の答申案につきましては、修正していただきたい点はございませんので、この後の御対応等については中里会長と事務局の皆様に一任をさせていただきます。

その上で、少し気の早い話かもしれませんが画竜点睛を欠いてはいけませんので、やはりデリバリーですとか発信の工夫に関してぜひ細心の注意を払っていただきたいと考えます。要約版やパワポをこれから作られるということではないかと思いますが、例えばマスコミがどういう書き方をするかとか、国民にどの様に伝わるかというような点も多面的に考察した上で、SNSをしっかりと活用することなども検討していただきたいと考えます。蛇足ではございますが、この辺りのデリバリーや発信の工夫についても、ぜひいろいろとご検討いただきたく存じます。

私からは以上です。ありがとうございました。

○委員

ありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

○委員

中里会長、それから、事務局に大変大部にわたる答申案をまとめていただきまして、ありがとうございます。今、政府税制調査会として国民の皆様にご発信するという形でこの答申を出すというタイムリーなものであり、かつ今だからこそ書けるべきことを書くというところが、今回案として示されたというところで、私としても基本的にこの案の方針で行っていただきたいなと思います。

ただ、二点だけ、極めてマイナーな修正になるのかどうなのか分かりませんけれど

も、意見と、あともう一つは修文を伴わないものとしての意見を述べさせていただきますと思います。

まず一点目は、53ページに実はDAOが最初に出てきておりまして、ここでDAOのオリジナルの言葉も書かれていて、そして、先ほど説明がありましたけれども、202ページに注を付す形でここを詳述したということになっているのですが、一応53ページが初出なので、そちらに統一する方が読みやすさという観点からするとよろしいのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

それから、168ページの「消費税が設備投資に対して中立的である」という記述も入れていただくのがよいと思いますが、「設備投資等に中立的である」という文言がややどういう意味で中立的なのかというのが分かりにくいようにも思いますので、何か考えよと言われるならば、「設備投資等の意思決定に対して中立的である」ということになるのかなというように思いますが、御検討いただければと思います。

修文に関連するところについては以上でございます。

それ以外のところで、この答申案のことについて今後のことを考えますと、今後のデリバリーというところには非常にケアフルにといいますでしょうか、国民に我々の真意が伝わるような形でぜひお願いしたいというのは私も全く同感であります。それとともに、やはりこの議論を通じて、租税の十分性という原則を再確認したというところでもあります。

14ページでは世代の公平性との関連で十分性ということ論じていて、これが答申としての十分性の位置づけということなのだろうと思います。ただ、17ページにも「公平・中立・簡素」と租税の「十分性」というのは国税・地方税共通の概念というように書かれていて、私の語感で言うと、どちらかというとなら17ページの語感の方が私の意図に合致しているという感じで、十分性というものをどういう形で「公平・中立・簡素」と並べるのかということについては、14ページのバージョンもあるし、17ページのような書き方もある。私としては17ページの書き方が私の気持ちと非常に整合的かなというように思っておりまして、これは事務局へのお願いということになるのかもしれませんが、この答申の要約をしていただく際には、できるだけ並列的に見えるような形で要約をしていただけるとありがたいかなと。

この答申の議論の初回のときだったかと思いますが、平成12年の答申の要約をお示しいただいていたかと思いますが、あれに近いようなものを私としては望んでいるところでもあります。あくまでもこれは要約の話でございますが、本文の修文に及ぶものでございません。

それから、もう一点は、社会保障との関係であります。10ページにその関係を書きいただいている、これは非常にいい記述だと思っておりますが、なかなかこれ以上のことは今の段階では書きづらいところはあるのかなと思います。しかし、今後のことを考えますと、やはり税から社会保険料、それから、社会保険料から税という相互

に制度設計に影響を及ぼし合うような関係にますます我が国の社会はなっていくの  
だろうと思います。

この政府税調でも私が議論したと記憶しておりますけれども、何ゆえ年収の壁が  
130という数字だったのかとか、今は106もあります、さらには社会保険料を賦課す  
るときの税制の所得の定義の使われ方というものが必ずしも税制が望んでいるよう  
な形で使われてない。ちょっと言葉は悪いですが、つまみ食いの社会保険料の  
賦課の段階で、所得税制ないしは地方税における住民税の税制の定義が使われて  
いるというような形になっていたりします。旧ただし書所得なんていう名前はいかにも  
その象徴という感じがするわけです。

つまり、地方税法の旧法の定義に従って、社会保険料の賦課においてその所得の定  
義を使っているという名前の名残が残っている。その点はもう少し垣根を越えて所得  
税制、それから、個人住民税制、そして、社会保険料の賦課ベースといったところが  
もう少しお互い干渉し合っているのではないかと。

つまり、税制でこういう意図としてそういう仕組みをつくったのだけれども、社会  
保険料の方で都合がいいからそういうつまみ食いの税制の定義の使われ方をすること  
はおかしいのではないかと税制側から物を申すこともあってもいいでしょうし、逆  
もあるかもしれないというようなことはなかなか答申のレベルの問題を超えていると  
思いますので、当然、この答申に言及はなくていいのですが、今後のことを考えると、  
やはり税制は税制として、所得の定義は税制としてできるだけ望ましいものというこ  
とで定義をしているが、その定義を網羅的に社会保障制度で使ってくれればいいのだ  
が、部分的にしか使われないというようなことになって、果たして所得税制等で所得  
の定義として位置づけたものと意味づけが合致しているのだろうかということとは私と  
しては大変今までにもこれまで気になってきたところで、今後、できればそういう不  
整合がないような形になるといいのかなというように思った次第でございます。

私からは以上です。

#### ○委員

ありがとうございます。

では、お願いします。

#### ○委員

ありがとうございます。

大変すばらしい成果に仕上がったと思います。本当に関係者の皆様、会長、事務局  
の皆様はじめ感謝申し上げます。

また、私の前回の発言についても迅速に御対応いただきまして、本当にありが  
とうございました。もう加筆・修正等をお願いする点はございませんので、最後に感想  
だけお話しさせていただきたいと思います。

この報告書全体を見まして、実は245ページ以降の納税環境整備の点、ここは一番

最後のパートで、これまでどちらかといえば地味な部分であったわけですが、やはり税制のデジタル化、税制DXが全面的に課題になり、社会全体でもDXが非常に重要課題になるにつれて、ここが実は最も重要な部分、税制の基幹インフラであり、そしてまた、前回の答申から多分一番進展があった部分ではないかなと思ひまして、今後ますます恐らく次の答申までにさらに発展が期待される、そういう分野だというように思うのです。

税制自体のデジタル化に伴う様々なテクニカルな面をそれぞれに推進していくというのはもちろん大事なのですが、恐らく税制がデジタル化していくことは非常に大きな影響を社会経済に及ぼすというように思ひます。実際に税制はマイナンバー、個人とも、そして、経理事務を通じて企業とも接触面がございます。そういう意味では、税制がデジタル化を推進していくことで、個人も、そして、社会もデジタル化を推進していかざるを得ないと言ったら変ですが、税制が社会をもう一步先導して社会のデジタル変革を先導するのだと、こういうことが実際可能だし、必要とされている役割ではないかなというように思ひます。

今回、任期中に欧州調査に行かせていただいて本当にありがとうございました。特にイギリス、フランスでこういった税制のデジタル化が実際に社会変革を引き起こしている姿を目の当たりにして大変な衝撃を受けたのですが、やはり日本も現状に甘んじてはいけなくて強く思った次第であります。

250ページにあるような中小企業、1,000万円以下の小規模な事業者、いまだ集計や記帳が手書きで半数以上の企業が行われているといったような状況はなかなかショッキングでございますが、こういったところも含めて支援しながらデジタル化をさらに推進していく機動力として、税インフラがデジタル化を推進していくというような展望を持ちながら、ぜひこの記述をベースに進めていっていただきたいなと期待を持っております。

以上でございます。

#### ○委員

ありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

#### ○委員

皆さんおっしゃっているように中里会長、また事務局の皆様、素晴らしい答申をまとめていただいて本当にありがとうございます。

私も末席でありお役にも立てなかった立場でございますけれども、最後に一つ個人的な思いがすごく強いのですが、この5ページのライン28ぐらいのところに租税の十分性のお話の中で、いわゆる租税制度の選択というか、その中で十分性というのは将来の世代の選択の余地だというお話があったと思うのですが、私、そこがすごく本当は気になっておりまして、今の財政状況、また利払いというのが以前も申

し上げたのですが、ある種、選択の余地というものに非常に実は影響しているという個人的な思いが強くて、そういう意味で、これは直してなんていう僭越なあれではないのですが、この「おわりに」の11行目の自ら考え議論に参加しというところの文脈なのですが、むしろ議論に参加し、自ら選択できる税制というか余地ということを少し大事なことで、彼らが選択できる余地が日々減っているような気がどうしてもしてしまって、そこの選択というワーディングに万が一、少し付加していただけるととても個人としてはありがたいなという気がするということでございます。選択の余地というのは一番重要なのではないかなという気がいたしたものでございます。

以上でございます。

#### ○委員

ありがとうございます。

お願いいたします。

#### ○委員

ありがとうございました。

大変分かりやすくすばらしい答申だと思ひまして、感謝しております。私の立場からは、何よりも納税への理解が深まることを期待しております。納税が安全・安心な暮らしの基本であるということをご皆さんに理解していただくことが大変重要だと思ひます。自分自身のためでなく、将来の子供たちのためであるというようなことも含めてアピールしていただきたいと思ひます。

同時に、デジタルを活用した納税制度と、デジタルに不慣れな方への配慮もきちんとしていくということも含めて、非常に納得感のあるものだということをごアピールできるといいと思ひますが、これを概要版にした場合に多方面に配慮した今回の答申のすばらしさが薄れてしまうのではないかとご心配もしてご思ひまして、やはり広報・周知に関しては御検討いただきたいなというようにご思ひしております。よろしくごお願いいたします。

#### ○委員

ありがとうございます。

お願いいたします。

#### ○委員

大変な作業を中里会長はじめ事務局の皆さん、ありがとうございました。私もとてもいい勉強の機会をいただきました。心より感謝申し上げます。

本件について訂正等の意見はないのですが、ちょっと気になっていることが二点ほどあります。

一点、254ページの「デジタル化に対応することが困難な納税者へのサポート」という項目なのですが、実際には白色申告が非常に多い、デジタルになる前の事業者も多いことを頭に入れながら対応していただくとありがたいなと思ひます。デジタル

化をしなければ切ってしまうというようなことではなくて、どうやってサポートしていかうかということに対応していただけるとありがたいなと思います。

それから、最後に、「税に対する理解を深めるために」ということなのですが、そのとおりで、この文面、何かいじるといようなことではないのですが、個人的には今、国とか地方とか社会保険料の在り方とか、大分変化をしてきているように思うのですね。それを将来的にどうするのか、それに向かってどういよういように対応していったらいいのかという議論が将来は必要なのかなと思います。単純に今ある税の議論だけでは済まないのかなというように思います。

特に受益と負担ということを感じている人たちにとっては、やはり国税と地方税がどう自分に返ってくるのかということがあると思います。と同時に、各自治体においても財源とサービス、どうバランスするかという問題が付きまわっていると思いますので、ぜひこれはここの税調の場だけではできない話かもしれないですが、本当に理解をしてもらうためには不可欠だと思います。社会保険料の在り方だけではなくて、やはり地方税を含めた全体の税についての在り方も頭に入れていただければありがたいと思います。最後の意見です。ありがとうございました。

#### ○委員

ありがとうございます。

お願いいたします。

#### ○委員

ありがとうございます。

大変すばらしい答申の取りまとめ、どうもありがとうございます。中里会長及び取りまとめに御尽力いただきました事務局の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、敬意を表したいと思います。

基本的にはこちらの答申案に賛成の立場でございますが、二点、改めて意見として述べさせていただきたいと思ひます。

一点目は、最後の「おわりに」に書かれている部分、ここが非常に重要と思ひております。本日、17行目に追加いただきました「今日の税制が明日の社会の基礎となります」という一文がございます。今、御意見でございましたとおり、将来、目指すべき社会あるいは皆が指したい社会、そうした、グランドデザインをベースに置いた、ここの場がふさわしいかどうかは分かりませんが、そうした議論がなされ、その下で目指すべき税制はどのようなものであろうかという議論が必要になると思ひます。

しかし、現状は社会の変化に税制がついていけていないように感じます。例えば今回も働き方に中立な税制という点が問われていましたが、日本経済のダイナミズム、円滑な労働移動、女性の就労、こうした点に必ずしもまだ中立でない部分が残っていることは否めないと思ひます。それは社会の意識を制度が助長している面があるように思ひます。「今日の税制が明日の社会の基礎」と国民に投げかけるのであ

れば、我々や制度をつくる側もその明日を見据えた税制の議論、見直すべきは見直す、そうした姿勢が必要なのではないかと改めて感じました。

二点目は、将来世代への責任です。この文言もこの「おわりに」につけていただきました。この文面を見ながら、果たして将来、今の子供たちがこの答申を見たときに、我々世代が本当に責任を果たせてきたのかと、子供たち、あるいはその先の世代にどう思われるだろうかと考えた際に、大変危機感を感じます。

十分性の議論もございましたが、同時に、支出や給付、そのときに必要な財源の議論がばらばらに議論されている。あるいは時差を伴い、支出や給付の議論が先行し、財源の議論になると反対意見が非常に多く聞かれるということです。国民にとっても分かりやすく、給付・支出と負担・財源の話をセットで行い、どういった選択肢を選ぶのかという議論をさらに行っていく必要があるのではないかと改めて感じた次第です。

今年の夏、中里会長と御一緒させていただき若者向けにオンラインでパネル討論を行いました。その際、給付と負担のバランスのグラフを事前にモデレーターの若い方にお見せしましたら、こんなにアンバランスならなぜバランスを取らないのですかという素朴な質問をいただきました。恐らくそうした情報をきちんと発信していけば、セットで議論していけば、自然とそれを不思議に思う若い世代が増えていくのではないかと思います。そうした議論がもっとなされることを願います。

この場は税制の議論をする場であることは重々承知していますが、受け手としてはやはりセットで考えるべきということ、これを我々としても発信の際に意識していくべきではないかと感じております。

以上です。ありがとうございます。

#### ○委員

ありがとうございます。

それでは。

#### ○委員

すみません、今さらながらの質問なのですが、この中期答申のタイトルはどうなっているのでしょうか。

#### ○委員

現在、いろいろ考えているところですが、またそれは最終的に文案を全部詰めた段階でお諮りするということで一応考えております。

#### ○委員

それならば、むしろ中里会長に一任してもいいというぐらいには思っておりますけれども、お考えいただいているということをお伺いできたということで安心いたしました。

#### ○委員

皆様方も御意見がございましたら、また、それは事務局の方におっしゃっていただいてもと思いますけれども、この辺は事務局の方ではどうですか。

お願いします。

#### ○事務局

会長にお考えいただければと思っておりますので、また後ほど御相談を。

#### ○委員

これで挙手されている方を一通り指名させていただきましたけれども、ほかに御意見がある方はいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今般の答申の起草に当たりましては、多くの先生方からこの会議の席上以外でも大変貴重な御意見や御指摘を賜るとともに、会議においても当然のことですが、活発に意見交換をいただきまして、重ねて感謝申し上げます。

皆様方に多大な御協力をいただき、文章の方もおおむねまとまってきたのではないかと考えます。

そこで、答申の最終案セットに向けた今後の微細な修正や平仄の調整などにつきましては、私へ御一任をいただき、次回の総会で最終案を御提示の上、決定できればと考えますが、そのような形で皆様、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

#### ○委員

ありがとうございます。

それでは、次回に向けてはそのように進めさせていただきます。

タイトルにつきましては、あれこれあるだろうと思えますけれども、御相談させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

ただ、平成12年の加藤寛先生の中期答申のタイトル、あれはなかなか気合が入っていたというのか、迫力のあるものであったと思えますので、その辺も参考にしながらと今のところ考えておるわけです。皆さん、いろいろとお考えはあると思えますが、そんなにおかしなものにはしないように頑張ってみたいと思えます。このような形でご一任ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次回は公開の総会として開催し、最終的に答申を決定できればと思えます。

次回総会の開催日時は、決定次第、改めて事務局からお知らせいたします。

本日はこの辺りで終了いたします。

本日の会議の概略は、この後、私の方から記者会見で記者の方々に御紹介したいと思えます。

なお、繰り返しになりますが、情報管理の観点から、本日の紙の資料は机上に残したまま御退室いただければと思えます。

本日は、お忙しい中、御出席くださいますて本当にありがとうございました。

[閉会]